

長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第14項及び第252条の38第6項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和7年5月30日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	小 泉	栄 正
同	手 塚	秀 樹

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和4年度

定期監査(中・後期)(4監査第88号)分

(長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (5年度)	令和6年度の措置状況	担当課
<p>(指摘事項) 2 収入事務について【重点項目】 (1) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書5ページ)</p>	<p>エ 時間外保育等利用申込書について、市保育所等における時間外保育及び延長保育の実施に関する要綱では、利用を開始する月の前月25日までに利用申込書を保護者から受領しなければならない旨を定めているが、利用開始日以降に受領していた事例が2件あった。 要綱に基づき、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>時間外保育等利用申込について、事前に予定されている場合は利用を開始する月の前月25日までに利用申込書を保護者から受領するようにしている。急遽、時間外保育等利用を申込まれた場合は要項第5条1項に基づき、利用開始前までに申込書を提出してもらっているが、保護者の急用その他の事情で、利用申込が事後になる場合もある。子育て支援、保護者支援の観点から、保護者にやむを得ない事情が生じた場合にも対応できるよう要綱の見直しを含め取扱いについて検討する。</p>	<p>保護者にやむを得ない事情が生じた場合にも対応できるよう要綱の見直しを含め取扱いについて検討した結果、要綱変更は行わず、現要綱に基づき適正な事務処理を行うこととし職員間で確認、徹底した。</p> <p>保育・幼稚園課</p>